

人も自然も美しく 活気あふれる 健康文化都市

特集 食育からはじまる健康づくり 税の申告をしましょう

今 月 の 内 容	食育からはじまる健康づくり	2	男女共同参画 / 市長の散歩道	16
	税の申告をしましょう	8	みんなの広場 / シティフラッシュ	17
	まちかどピックス	12	情報ボックス	18
	病院だより / 国保ガイド	14	おでかけスポット	22
	防災防犯安全ひとくちメモ / エコライフ	15		



「どんな音がするかな」

和の調べを楽しむ会 袋井南保育所

食育からはじまる健康づくり

最近、よく耳にする「食育」という言葉。皆さんはご存じですか。

食という字は「人」に「良」と書きます。食べることに興味を持って、自分が口にする食べ物を意識することが大切です。

①健康づくり推進課健康指導1係 ☎427275 健康指導2係 ☎239222 学校教育課指導係 ☎239203



「いただきます」は
1095回

私たちの体は、食べ物を消化吸収して作られています。活動するエネルギーも食べ物から得ています。

人間は毎日3食、1年で1095回(365日×3回)の食事をして、およそ年間1トンの食料を体内に入れていきます。1トンの食べ物をただ食べるのではなく、楽しく食べ、健康的な体づくりに役立てましょう。

そのためには、まず食べることに興味を持ち、自分が食べる物を意識することが大切です。

私たちを取り巻く「食」の事情は時代とともに大きく変化しています。だからこそ、今、生きることの基本である「食」や「食育」が重要視されています。

「食育」とは、生きる上での基本であり、自分で自分の健康を守り、健全で豊かな食生活を送る能力を育てることです。

健康な食事をしていると自然に健康な体の仕組みが作られていきます。楽しく食育を行うことで、子どもも大人も楽しく食べることができ、正しい食の知識を得ることもできます。そして、自分で体に良い食べ物を選ぶ能力が育ってくるのです。

料理や食体験を通して、何をどのくらい食べたら体に良いのかを学び、食への興味を持つことが大切です。



あなたの食事は バランスとれていますか？

「食事バランスガイド」は、食事の望ましい組み合わせとおおよその量をコマの形のイラストで表しています。栄養の偏りと不規則な食事を防ぎ、適切な食生活を示すために厚生労働省と農林水産省が作りしました。

コマの本体は、1日の食事バランス、コマの軸は必要な水分、コマを回転させるのは適度な運動です。

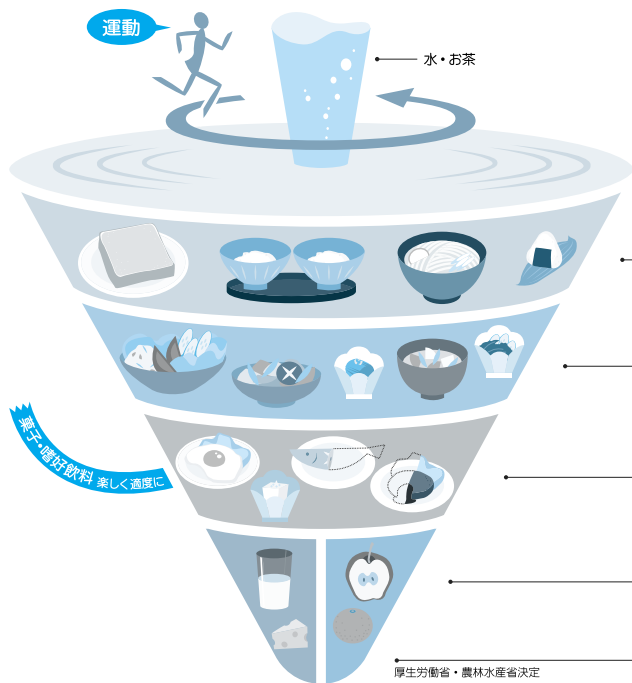
コマは、食事バランスと適度な運動により、安定して回転します。偏りのある食事をとったり、運動をしなかつたりすると、コマのバランスが崩れてしまい、私たちの健康も保てなくなってしまうのです。

食事バランスガイドは、1日にとる目安の量を「食材量」ではなく、「料理の区分別」で表現しているのが特徴です。コマの中の1日分の料理・食品の例は、運動習慣がないデスクワークの男性や成人女性の適量である2,000〜2,400キロカロリーを目安にしています。

下の表を使って、自分の食事をチェックして、食生活を見直してみましょう。

食事バランスガイド

あなたの食事は大丈夫？



1日分	料理例
5.7 主食(ごはん、パン、麺) ごはん(中盛り)だったら4杯程度	1つ分 = ごはん小盛り1杯 = おにぎり1個 = 食パン1枚 = ロールパン2個 1.5つ分 = ごはん中盛り1杯 2つ分 = うどん1杯 = もりそば1杯 = スパゲッティ
5.6 副菜(野菜、きのこ、海藻料理) 野菜料理5皿程度	1つ分 = 野菜サラダ = きゅうりとわかめの酢の物 = 鶏たくあん味噌汁 = ほうれん草のお浸し = ひじきの煮物 = 煮豆 = きのこソテー 2つ分 = 野菜の煮物 = 野菜炒め = 芋の煮っころがし
3.5 主菜(肉、魚、卵、大豆料理) 肉・魚・卵・大豆料理から3皿程度	1つ分 = 冷奴 = 納豆 = 白玉焼き一品 = 焼き魚 = 魚の天ぷら = まぐろ2枚の刺身 3つ分 = ハンバーグステーキ = 豚肉のしょうが焼き = 鶏肉のから揚げ
2 牛乳・乳製品 牛乳だったら1本程度	1つ分 = 牛乳コップ半分 = チーズ1かけ = スライスチーズ1枚 = ヨーグルト1パック = 牛乳菓1本分 2つ分 = 牛乳菓1本分
2 果物 みかんだったら2個程度	1つ分 = みかん1個 = りんご半分 = 柿1個 = 梨半分 = ぶどう半房 = 桃1個

※SVとはサービング(食事の提供量の単位)の略

「朝ごはんは体と脳のエネルギー源」

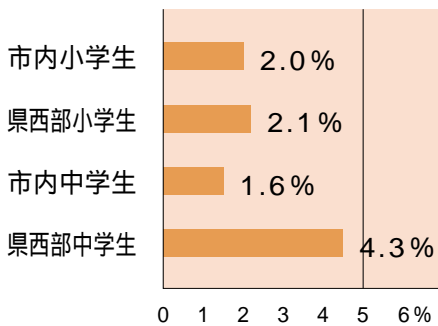
Q 朝ごはん
ちゃんと食べてる？

県教育委員会では、平成17年に県内の小・中学生を対象に、朝ごはんについてのアンケートを行いました（市内で小・中学生約7,200人が回答）。

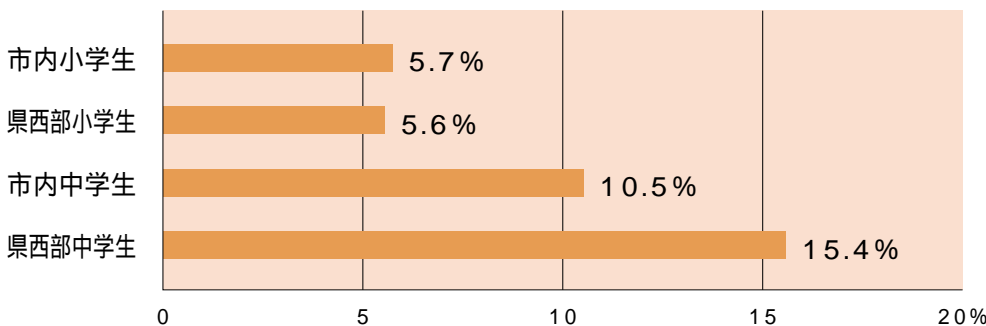
調査内容は、「今日、朝ごはんを食べたか」、「どんな食品を食べたか」、「だれと食べたか」、「なぜ食べなかったか」など7項目。

調査結果から、学校のない日は、学校のある日と比べて、朝ごはんをとらない子どもが多く、規則正しい生活リズムが習慣化されていないことが分かりました（図1・2・3は、県教育委員会「子どもの食習慣改善事業における朝食調査」から）。

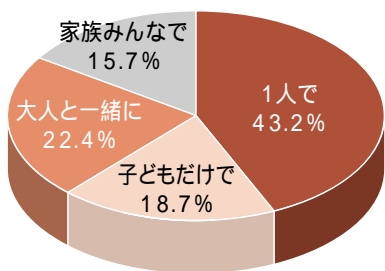
朝食欠食率（学校のある日）図1



朝食欠食率（学校のない日）図2



朝ごはんはだれと食べた？図3
（市内中学生）



「朝ごはんは、だれと食べたか」との質問では、市内の小中学生で約23%、市内の中学生で約43%が1人で朝ごはんを食べていることが分かりました。



中学生の43%が朝ごはんは1人で

朝ごはんを抜くと、集中力が続かなかつたり、肥満体質、便秘、生活習慣病の原因になったりします。そして、すぐ「キレる」子どもになりやすいといわれています。



食べない理由は時間がないから

朝ごはんを食べない理由の1位は、「時間がない」こと。食習慣の見直しには、睡眠時間を含めた生活習慣の見直しが必要です。

朝ごはんを食べると、体温が上がります。寝ていた体と脳をウォーミングアップして、勉強や仕事に集中できたり、元気に運動ができてたりします。



家族そろっての食事は体と心の栄養

食事は体の成長はもちろん、心の成長にも大きな影響を与えます。近年は、両親の共働きや子どもの塾通いなど生活スタイルが多様化して、家族そろって、食事をとることは難しくなってきました。しかし、家族で会話を楽しみながら、食事をすることは、家族のコミュニケーションや心の健康のためにも大切です。

食育基本法が施行

食は個人の問題とわれがちですが、私たちを取り巻く食の事情は、大きく変化しています。

栄養バランスの偏った食事や不規則な食事の増加、肥満や生活習慣病の増加、食の安全性の問題などが社会全体の問題として認識され、平成17年7月15日、食育基本法が施行されました。

食育基本法の目指すところは、健全な食について自ら考えを実践していける人をはぐくみ、地域ごとに特色ある豊かな食文化を再興していくことにあります。学校や家庭、地域などが相互に連携協力して、食育の推進に取り組んでいきましょう。



体験を通して学ぶ

学校

小学校や中学校では、「食べ物と体の関係が分かる力」「体に良い食べ物を選ぶことができる力」「料理をする力」「おいしい味が分かる力」「食べ物の育ちを知る力」「食を楽しむ力」「食情報を見分ける力」を体験を通して、考え、判断できるように地域と連携して取り組んでいます。



自分たちで作物を育てる

小学校の総合的な学習の時間などでは、地元の特産品であるお米やお茶、クラウンメロンなどのできる過程を勉強したり、実際に田植えや稲刈り、収穫などを楽しみながら体験したりしています。

子どもたちは、実際に汗を流しながら、農作業などを体験することと、食べ物を作る苦労や自然の恵み、食べ物の有り難さなどを学んでいます。

このような体験を通して、食べる物や食べることがより身近なものになっています。



小・中学校が連携して学ぶ

周南中学校・三川小学校・今井小学校は、平成16・17・18年度と文部科学省から「食育推進事業実践中心校」に指定されています。周南中学校の保健委員会が中心となって、食育を分かりやすく、

もっと身近に感じられるように、「おいしく食べよう!」というビデオレター(15分)を作り、学区内の小学校に配布。食育絵本の読み聞かせも行いました。

今井小学校では食育かるたを作りました。各学校が工夫しながら、小・中学校が連携して、食育に取り組んでいます。



地元の食材を食べる

子どもたちが学校で食べる給食は、食べるこの意味、栄養の知識、料理を作る人への感謝の気持ち、食文化などを考える場として、重要な食育の機会です。

安全で安心な物を提供するとともに、生産者の顔が見える地元の食材を使うという「地産地消」の取り組みが行われています。

安心で新鮮な地元の食材をどのように給食に生かしていくか検討したり、調理員や栄養士などで研修会などを行ったりしています。

食習慣改善カードを作成!

学校教育課では、子どもたちに食生活を見直してもらうために、昨年度に引き続き、「食習慣改善カード」を作りました。

1月下旬に、保育園、幼稚園、小学校、中学校、公民館などに配布しました。改善カードを参考に、自分の食生活を見直してみましょう。



地域

地域に伝える

地域では、健康づくり食生活推進協議会（食推協）の皆さんが中心となって、食生活の改善や栄養に関する知識を普及するため、活動しています。



地域に根ざした活動を展開

健康づくり食生活推進協議会（食推協）は、食の大切さや正しい食生活を普及するため、健康づくりを実践しているボランティア団体です。

具体的には、講演会を開催したり、研修で学んだ知識や健康料理を地域に広めたりしています。また、楽しく料理をしながら、

栄養バランスのとれた食事を教える親子料理教室、男の料理教室、高齢者の料理教室などを開催したり、幼稚園や小学校で食の大切さを教えたりもしています。

食推協は、食生活の身近なパートナーであり、食育アドバイザーです。地域の皆さんと協力して、地域の健康を守るために、活動しています。

食事は

健康の基本です



名倉希光子さん（諸井）

～地域のリーダーを目指して～

25年程前から食推協の活動に参加しています。調理師をしているので、食への関心があり、地域の皆さんに食の大切さを伝えたいと思って活動しています。

親子料理教室を開催したり、イベントの健康食の試食品作りをしたりして、正しい食生活を普及できるよう頑張っています。



男性も

料理の腕を磨く

袋井西公民館では、地域の食推協の皆さんが講師となって、「男の料理教室」が行われています。

「自分でも料理をしてみたい」、「家族のために食事を作りたい」と、男性約20人が集まって、月に1回料理実習を始めました。



参加している皆さんからは、「コンビニのお弁当に頼らなくても簡単な料理なら作れるようになった」、「体のことや健康のことを今まで以上に真剣に考えるようになった」などの声が聞かれました。

ほかの地区でも、「男の料理教室」や「高齢者の料理教室」が行われ、自分の健康は自分で守るという意識が育ってきています。



健康づくり推進課

食育を推進する

健康づくり推進課(袋井・浅羽保健センター)では、市民の皆さんが生活スタイルや年齢にあった食育を学べるよう、様々な教室や相談を行っています。ぜひご利用ください。



妊婦さんの料理教室

「妊婦さんの料理教室」は、妊娠したことで、自分だけではなく、赤ちゃんのために食生活を振り返る良い機会です。

妊娠中は、体重管理や貧血予防などに配慮した食事が必要になります。赤ちゃんのためにも自分のためにも、正しい栄養の知識、生活リズムなどを学びましょう。



健康相談で不安を解消

正しい食習慣を身に付けるには、味覚やかむ力が発達し、食べる意欲の基礎づくりができる乳幼児期の食生活が大切です。

乳幼児期は、健康相談や健診時に、子どもの年齢に応じた食事のポイントを学んだり、偏食や小食、肥満などの問題を相談できます。

大人の方は、栄養士や保健師が定例健康相談や電話相談、公民館・地区保健室などで、健康になるために相談を受け付けています。ぜひご利用ください。



食育クッキングで楽しく学ぶ

幼稚園や保育園の子どもたちを対象に、食育クッキングを行っています。

実際に稲や麦の穂に触れたり、ごはんの炊ける様子を見たりして、五感を働かせながら、食を学びます。

お米をとぐ、野菜を包丁で切る、バランスのとれた食事をするなど、幼児期から正しい食習慣や作法などを身に付けます。食に関心を持ち、食を楽しむ心を養います。



バランスのとれた食事を

～周りの大人がお手本を～

子どもの食生活を支えているのは、各家庭です。子どもに正しい食習慣や食の楽しさを教えるのは、大人の役割です。家族でバランスの取れた食事ができる生活をしましょう。

マナーなどは毎日の積み重ねで習得していくものです。周りの大人が子どもたちのお手本になることが大切です。

食べることは、動物や植物の命をいただくことです。

ごはんの時の「いただきます」というあいさつは「あなたの命を私の命のためにいただきます」という意味からきています。家族で一緒に食事をしながら、どうやってお米や野菜ができるのか、私たちの口に入るまでには、どれだけたくさんの人の手が掛かっているかなどを大人が子どもに伝えていくのも食育の重要な役割です。

食べ物に対して、いつも感謝の気持ちを持ちながら、一人ひとりが自分自身の健康のために、「食」を見直す時期がきています。食と健康は、切っても切り離せない存在で、毎日が食育のチャンスです。

自分の健康は、自分で守るために、食育に取り組みましょう。

税の申告をしましょー

平成17年分の所得税と市県民税の申告の受け付けと相談を行います。
 税の申告は、必ず期間内に済ませましょう。
 申告会場では皆さんが自分で申告書を作成できるよう、職員がアドバイスを行っています。お早めにご来場ください。申告書は郵送でも提出できます。

- ◎ 所得税など 磐田税務署 326111
- 〒438 8711 磐田市中泉1124
- ◎ 市県民税 袋井市役所税務課 443109
- 〒437 8666 袋井市新屋111

申告期間は
 2月16日(木)～3月15日(水)です



申告はいつできるの？

申告は、いつからできるのですか？

A! 確定申告(1)は、2月16日(木)からできます。医療費控除などの還付申告の受け付けは、2月6日(月)から磐田市文化振興センター(地図参照)で始めます。

(1)確定申告：1月1日から12月31日までの1年間に生じた所得金額と納めるべき税額を計算し、翌年の2月16日から3月15日までの間に申告と納税をすることです。確定申告は、源泉徴収された所得税額や予定納税で納めた所得税額を精算するためにいきます。

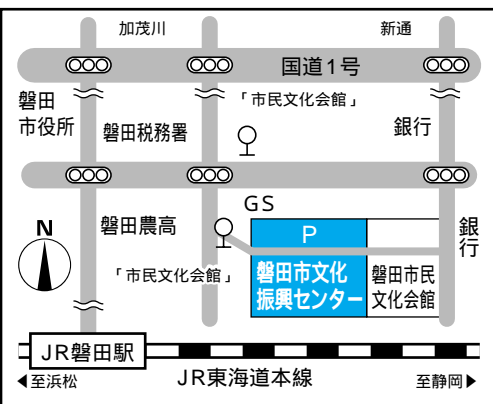
申告は、いつまでにすればいいですか？

A! 3月15日(水)までに申告してください。所得税を納める必要がある方は、3月15日(水)までにお支払いください。

申告はいつできるの？

申告は、どこでできるのですか？

A! 確定申告は、磐田市文化振興センター(磐田税務署申告会場)や袋井市役所や浅羽会館、公民館で受け付けています。市県民税の申告は、市役所や浅羽会館、公民館で受け付けています。9ページの「税の申告を受け付けます」をご覧ください。



確定申告書は、パソコンで作成できますか？

A! 確定申告書は、国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)の「確定申告書等作成コーナー」で作成できます。

税の申告を受け付けます

磐田税務署や市役所の職員が申告書の書き方などの相談を受け付けます。対象地区は目安です。都合のよい会場へお出掛けください。

<市役所、浅羽会館・公民館> (2)

月・日・曜日	対象地区	会 場
2月16日(木)	市内全域	市役所3階301会議室
	浅羽西地区	浅羽西公民館
17日(金)	豊沢・愛野地区	市役所3階301会議室 袋井南公民館
	浅羽西地区	浅羽西公民館
20日(月)	市内全域	市役所3階301会議室
	浅羽東地区	浅羽東公民館
21日(火)	山梨・宇刈・今井地区	市役所3階301会議室 山梨公民館(月見の里学遊館1階 ものづくりワークショップルーム)
	浅羽東地区	浅羽東公民館
22日(水)	山梨・宇刈・今井地区	市役所3階301会議室 山梨公民館(月見の里学遊館1階 ものづくりワークショップルーム)
	浅羽南地区	浅羽南公民館
23日(木)	三川地区	市役所3階301会議室 三川公民館
	浅羽南地区	浅羽南公民館
24日(金)	山梨・宇刈・今井地区	市役所3階301会議室 山梨公民館(月見の里学遊館1階 ものづくりワークショップルーム)
	笠原地区	笠原公民館
27日(月)	市内全域	市役所3階301会議室
	浅羽北地区	浅羽会館2階2号会議室
28日(火)	袋井西地区	市役所3階301会議室
	浅羽北地区	浅羽会館2階2号会議室
3月1日(水)	袋井西地区	市役所3階301会議室
2日(木)・3日(金)	高尾・高南・駅前地区	
6日(月)	市内全域	
7日(火)・8日(水)	袋井東地区	
9日(木)・10日(金)	袋井北地区	
13日(月)~15日(水)	市内全域	
3月1日(水)~ 3月15日(水) (土・日曜日は除く)	浅羽東・西・南・北地区、 笠原地区	

受付時間 午前8時30分~10時30分、午後1時~3時30分 (3)

<磐田税務署申告会場「磐田市文化振興センター」>

日 2月16日(木)~3月15日(水)

受付時間 午前9時~午後5時 (3)

- (2) 浅羽会館・公民館は、確定申告書Aと市県民税申告書のみ受け付けます。自営業や農業、不動産を貸している方(確定申告書B)などは、市役所(申告開始は午前9時15分~)や磐田税務署申告会場「磐田市文化振興センター」で受け付けます。
- (3) 受付人数が多い場合は、受付終了時間を待たずに受付を締め切ることがあります。受付人数や申告内容によって、待ち時間が長くなる場合もあります。ご了承ください。

対象 9ページの「申告ってだれがするの?」をご覧ください。


持ち物 10ページの「申告に必要なものは?」をご覧ください。

確定申告書A...給与・雑・配当・一時所得の申告ができる申告書
 確定申告書B...事業・不動産・利子・配当・給与・雑・一時所得
 などの申告ができる申告書

プリンターで印刷したものに必要書類を添えれば、そのまま提出できます(郵送可)。

【所得税確定申告書提出先】
 〒438 8711
 磐田税務署

インターネットを利用して、電子申告(e-Tax)をする場合は、事前に登録が必要です。



Q? 申告は、どんな人がしなくてはいけないのですか?
A! 次の方は申告が必要です。

【所得税の申告が必要な方】
 農業や自営業など事業をしている方、不動産を貸して収入のある方、土地や建物を買った方などで、平成17年中の所得合計額が、基礎

【市県民税の申告が必要な方】
 自営業の方、不動産収入のある方、土地や建物を買った方、配偶者控除額などの控除合計額より多い方、平成17年中の給与収入が2,000万円を超える方、2か所以上から給与を受けられている方、給与以外

の所得が20万円を超える方、サラリーマンで、年末調整を受けなかった方、サラリーマンで、給与以外の所得がある方、所得税の確定申告をした方やサラリーマンで年末調整を受けている方は、市県民税の申告は必要ありません。国民健康保険に加入している世帯の方で、課税される所得がないことを申告すると国民健康保険税が減額される場合があります。

申告したほうがいいの？

Q? 昨年の8月に会社を退職して、10月から別の会社でアルバイトをしています。年末調整をしていますが、確定申告をしたほうがいいですか？

A! 年末調整はサラリーマンの確定申告と同じ役割です。年末調整をしていない場合は、確定申告をして所得税の過不足額を精算してください。

国民健康保険税や国民年金保険料などの社会保険料控除などもあわせて申告してください。



Q? 昨年の収入は厚生年金だけです。公的年金等源泉徴収票に所得税が源泉徴収されていました。申告する必要がありますか？

A! 公的年金等（国民年金、厚生年金、農業者年金、過去に勤めた会社から支払われる年金など）は、国民健康保険税などの社会保険料控除や火災保険などの損害保険料控除などが税額計算の際に含まれていません。申告して所得税の過不足額を精算してください。

ださい。

源泉徴収税額の記入がなくても申告が必要な場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

申告に必要なものは？

Q? 申告には何を持っていきばいいですか？

A! 事業所得や不動産所得などがあつた方 収入内訳書、帳簿、領収書、固定資産税の課税明細書など 給与所得の方 会社などが発行した源泉徴収票（コピー不可） 公的年金等を受給している方 社会保険料などが発行した源泉徴収票（コピー不可）



国民健康保険、国民年金に加入している方、65歳以上で介護保険料を支払っている方 国民健康保険税、介護保険料納付額の通知（1月下旬に市役所からはがきを郵送しました）、国民年金保険料の納付額を証明する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（詳しくは、社会保険料控除専用ダイヤル ☎0570 009911 へお問い合わせください）

生命保険・損害保険を掛けている方 生命保険・損害保険などの保険料支払証明書（コピー不可）

障害者控除を受けようとする方 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳、市が発行した障害者控除対象者認定書（4など） 医療費控除を受けようとする方 医療費の領収書（コピー不可、介護サービスの領収書は、医療費控除対象額が分かるもの。必ず領収書の集計をしてきてください）、おむつ代の医療費控除確認書（5）、医療費の補てんがある方は明細書など 認め印 電卓・筆記用具 還付申告をする方 本人の振込先が分かるもの

所得税の申告が変わったことは？

Q? 老年者控除が廃止になったと聞きましたが、どのように変わったのですか？

A! 65歳以上（12月31日現在）の方で合計所得金額が1,000万円以下の方には「老年者控除」として50万円の所得控除がありました。この控除は平成17年分申告から廃止されました。

（4）障害者控除対象者認定書 身体障害者手帳を持っていない65歳以上の方で、「6か月以上寝たきり」または「認知症」とであると主治医意見書で確認できる方に認定書を発行します。詳しくは、市役所1階いきいき長寿課長寿福祉係（☎44 3121）、支所1階福祉課いきいき長寿係（☎23 9217）へお問い合わせください。

（5）おむつ代の医療費控除確認書 次のすべてに当てはまる方に市役所や支所で申告に使う確認書を発行します。

対象 おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方 平成17年中に作成した介護保険主治医意見書の日常生活自立度が「B1」「B2」「C1」「C2」のいずれかで、尿失禁の可能性がある方（介護保険被保険者証）に記入されている「認定の有効期間」が平成16年4月から2年間の方は平成16年中に作成した意見書）

詳しくは、市役所1階いきいき長寿課介護保険係、支所1階福祉課いきいき長寿係へお問い合わせください。

☎いきいき長寿課介護保険係

☎44 3152

☎福祉課いきいき長寿係

☎23 9217

初めて、おむつ代の医療費控除の申告をする方は、医師に「おむつ使用証明書」の交付を受けて、申告してください。



公的年金等の雑所得速算表(平成17年分以降)

年齢	公的年金の収入金額(A)	所得額(雑所得)
65歳以上	330万円未満	(A) - 120万円
(昭和16年1月1日以前生まれ)	330万円以上410万円未満	(A) × 75% - 375,000円
	410万円以上770万円未満	(A) × 85% - 785,000円
	770万円以上	(A) × 95% - 1,555,000円
65歳未満	130万円未満	(A) - 70万円
(昭和16年1月2日以降生まれ)	130万円以上410万円未満	(A) × 75% - 375,000円
	410万円以上770万円未満	(A) × 85% - 785,000円
	770万円以上	(A) × 95% - 1,555,000円

Q? 公的年金等の控除について改正があったようですが、何が変わったのですか？

A! 公的年金などは、年金の収入金額から公的年金等控除額を差し引いた金額が雑所得となります。今回の改正により、65歳以上の方の公的年金を雑所得に換算する方法などが変わりました(左表参照)。

市県民税について

Q? 市県民税の金額はいつ分かるのですか？

A! 平成18年度の市県民税は、平成17年分の所得額や控除額から計算します。市県民税を会社が給与天引きしている方は5月に、ご自分で支払う方は6月に納税通知書を郵送しますので、ご確認ください。

Q? 所得税では老年者控除が廃止されましたが、市県民税は何か変わりますか？

A! 平成18年度の市県民税は、主に次の6点が変わります。

- 【老年者控除、市県民税非課税の廃止】平成18年度分から所得税同様、老年者控除が廃止されま
- 【65歳以上で前年所得額金額が125万円以下の方は、市県民税(所得割額・均等割額)が非課税でしたが、市県民税額の3分の2の減額に変更になります。
- 【公的年金等の控除】平成18年度分からは所得税同様、公的年金等の控除(雑所得への換算方法)が変わります。

- 【均等割非課税措置の廃止】「森林づくり市県民税400円を新たに課税」平成17年度課税平成16年分所得は、夫婦それぞれが一定の所得を超えている場合、いずれか一方が半額の2,000円でしたが、平成18年度課税(平成17年分所得)からは、夫婦2人とも4,000円となります。加えて新たに森林づくり市県民税400円が加算され、均等割額は4,400円になります。
- 【定率減税額は7.5%相当額】平成17年度分は、所得割額の15%相当額(4万円を限度)を税額から控除していましたが、平成18年度分からは所得割額の7.5%相当額(2万円を限度)に変わります。
- 【国民年金保険料・国民年金基金掛金控除証明書の添付が必要になります】平成18年度市県民税申告から国民年金保険料など社会保障料の控除を申告する場合、所得税同様、「社会保障料(国民年金保険料) 控除証明書」を必ず添付してください。

土地や建物を売ったり 相続したりした方は 磐田税務署確定申告会場へ

平成17年中に家や土地、株を売った方、区画整理で移転補償などを受け取った方や財産の相続を受けた方は、磐田税務署確定申告会場で申告してください。

日 2月16日(木)～3月15日(水)
(土・日曜日は除く)


時 午前9時～正午、午後1時～5時

所 磐田市文化振興センター
(磐田市二之宮東3-2)

対象 平成17年中に家や土地、株を売られた方、区画整理で移転補償などを受け取られた方、財産の相続を受けた方
持ち物 磐田税務署へお問い合わせください。

☎ 磐田税務署資産課税部門
☎ 326115

申告はお早めに



袋井でエアロビックスの全国大会

1月9日、エコパアリーナでJOCジュニアオリンピックカップ全国エアロビックス選手権大会」が行われました。全国各地の大会を勝ち抜いた351人の小・中学生、高校生が登場。日頃の練習の成果を發揮して、技術と芸

術性を競い合いました。市内からは、水玉エアロキッズ24人がハイタイムショーに参加。選手に負けない元気のエアロビックスを披露しました。今後、袋井がエアロビックスのメッカになるよう普及活動をしていきます。



新成人800人がエコパに集う

1月8日、エコパアリーナで新成人808人が参加して、成人式が行われました。式典は、袋井商業高校吹奏楽部のマ

ーチングで幕開け。厳肅な雰囲気の中、新成人の代表6人が、決意や目標、これまでへの感謝などを「誓いの言葉」に込めて宣誓しました。晴れ着や真新しい背広に身を包んだ新成人たちは、友人たちとの久しぶりの再会を喜び合い、大人としての決意を新たにしていました。



一年の計は元旦に

1月1日、「元旦歩け歩け大会」が行われました。
初日の出を拝もうと西同釜海岸を目指して、市内各地から約1,000人が参加。海に向かって万歳をして新年の訪れを祝いました。



無火災を祈る

1月1日、浅羽北小学校グラウンドと中央公民館で、浅羽消防団、袋井消防団の出初式が行われました。
勤続功労や優良分団の表彰、火の元優良家庭への感謝状贈呈や放水などが行われました。
最後に、消防団員や消防職員全員で「火の用心」を三唱し、今年一年の無火災を祈りました。



ユーマラスな伝統の舞い

1月7日、法多山境内で、「法多山田遊祭たあひりさい」が行われました。
たくさんのお参拝客が見守る中、五穀豊穡を祈って、米作りの一連の作業を表した七段の舞いを奉納。室町時代が



ら伝わるといわれる田遊祭は、地元保存会の皆さんが継承しています。
田打ちをする兄弟のユーマラスな口調や暴れ回る牛の姿に、訪れた皆さんは笑みを浮かべていました。



病院だより

市民病院 受け付けから会計まで

市民病院医事課
43-2511(代表)

受付日時
日 月 金曜日(祝日、年末年始は除く)
時 午前7時45分～午後4時30分
(予約券のない方は午前11時30分まで)
救急受付は、24時間受け付けています。

診察受付
予約券がない方
紹介状がない方 1階「新患・再来受付」で受け付けます。再来の方は、「再来受付機」でも受け付けます。受付後「受付票」を受け取り、各診療科前にある「受付箱」に入れてください。
紹介状がある方 1階「病診連携室」へ紹介状を提出してください。
持ち物 保険証、各種受給者証、診察券(持っている方)
どの科に受診したらよいか分からない方は、1階「総合案内」へ相談してください。
予約券がある方 直接、外来の各診療科前にある受付箱に「予約券」を提出してください。名前が呼ば

診察が終わると
診察受付
れるまで、診療科の前でお待ちください。
黄色のファイルを渡します。ファイルの中の「順路案内票」のとおりに、お進みください。
計算センター 黄色のファイルを出してください。医療費を計算します。
会計 診察券を持って1階会計窓口や自動精算機で医療費をお支払いください。
処方せんがある方 1階「処方せん受付」で領収書のお薬番印を示し、処方せんをお受け取りください。

【電話予約】
電話で診察時間を予約できます。待ち時間短縮のため、ぜひご利用ください。
対象 市民病院で、初めて診療を受ける方や3か月以上受診していない方
詳しくは医事課までお問い合わせください。

療養費と移送費

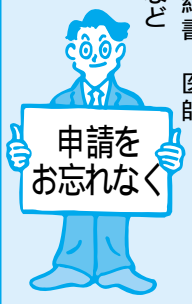
国保ガイド



医療費を払い戻す場合があります

対象 次の どのいずれかに当てはまる場合、医療費の一部を払い戻します。
不慮の事故や旅先で急病になり、保険証を持たずに診療を受けた時
輸血を受けた時の血液代 コルセツトなどの補装具代 はり、きゅう、マッサージなどの施術料 高齢受給者証(1割)をお持ちの方で、受給者証を医療機関の窓口で提示しなかったなどの理由により2割負担した時の差額

は医師が必要と認めた場合のみ払い戻します。
医療費は、一時的に自分で支払いますが、後日、国民健康保険(国保)で審査し決定した額を払い戻します。
持ち物 認め印(朱肉を使うもの)、国保の保険証、領収書、口座番号が分かるもの(郵便局は除く)、診療(施術)明細書、医師の証明など



移送費を払い戻す場合があります

入院や転院の際に、やむを得ず利用したタクシー料金などの移送費を支給します。
対象 移送が保険診察として適切な場合 患者が療養の原因の病気やけがで移動が困難な場合 緊急、やむを得ない場合
移送費は、一時的に自分で支払いますが、後日、国保で審査し決定した額を払い戻します。

持ち物 認め印(朱肉を使うもの)、国保の保険証、移送にかかった費用の領収書(移送区間や距離の分かるもの)、口座番号が分かるもの(郵便局は除く)、医師の意見書(移送を認めた理由、付き添いがあった場合はその付き添いが必要な理由、移送経路・移送方法や移送年月日)

市民課国保年金係

市民サービス課窓口係
43 3113
23 9212


防 災 防 犯 安 全

ひとくちメモ

防犯まめ知識

不審者に遭遇したら

不審者の被害に遭ったり、不審者を目撃したりした場合は、迷わず110番通報しましょう。



【地域ぐるみで防犯対策】

子どもたちを狙った

不審者の出没が多発しています

平成17年4月から12月までに教育委員会に寄せられた不審者情報は21件のほり、その多くは子どもたちの下校途中に発生しています。

主な内訳は、声掛け、つきまとい、下半身の露出などです。子どもを連れ去ろうとしたと思われるケースもあり

地域ぐるみの防犯対策が

子どもたちを守ります

各学校では、毎日の下校時間を家庭や自治会などにお知らせして、下校時に合わせて通学路での見守りをお願いしています。

今後も、子どもたちの安全を守るボ



ボランティアに見守られ下校する児童たち

ランティアを募集するなど、学校、家庭、地域が連携した防犯対策を強化していく予定です。安心、安全なまちづくりに向け、市民の皆さんのご協力をお願いいたします。


- ◎ 地域振興課市民活動支援係 44-3107
- ◎ 市民サービス課地域振興係 23-9215
- ◎ 学校教育課指導係 23-9203

レッツ・エンジョイ

Let's Enjoy EcoLife

～省エネラベリング制度～

地球にやさしい



生活をしよう!

◎ 環境衛生課環境保全係 44-3115

省エネラベリング制度とは、家庭で使用される製品（エアコンやテレビ、冷蔵庫など）を中心に国の省エネルギー基準を達成しているかどうかをラベルに表示する制度です。

製品を選ぶ際に、性能の比較などに役立ちます。

分かりやすい省エネラベル

省エネラベルは、以下の四つの情報を表示しています。

① 省エネ基準達成率

○○○%

② 年間消費電力量

○○○kwh/年

④ 目標年度

省エネ性マーク

- ・ 緑色のマーク
- ・ 省エネ性能の優れた製品（省エネ基準達成率100%以上の製品）に表示されます。
- ・ オレンジ色のマーク
- ・ 省エネ基準未達成（100%未満）の製品に表示されます。

省エネ基準達成率

製品の種類ごとに、目標値をどの程度達成しているかを%で示します。

目標値はエネルギーの使用の合理化に関する法律（以下省エネ法）に基づいて、製品ごとに設定されています。

エネルギー消費効率（年間消費電力量）

エネルギー消費効率とは、省エネ法に基づき、製品ごとに定めた測定方法によって得られた数値を示すものです。

目標年度

省エネ基準達成のための目標年度です。省エネ法に基づいて、製品ごとに設定されています。

例テレビ：平成15年度、冷蔵庫：平成16年度、ストープ：平成18年度

家電製品を買い替える場合に、省エネ基準達成率が高いものを選ぶと年間消費電力量が少なくて済みます。買い替えの際には、このマークに注意して購入しましょう。



男女共同参画 ひと かがやく男女になるために



あなたのチャレンジを応援します

皆さんは、「今以上に、何か自分を生かしたい」、「再就職したい」、「社会のために何か新しいことを始めたい」と思ったことはありませんか。

少子高齢化が進む中で、活力ある社会をつくるためには、もっと女性が社会で活躍し、その結果男性もゆとりある生き方ができる、そんな暮らしが望まれています。

しずおか女性チャレンジ・サイト
チャレンジしたい気持ちはあっても、「どこに聞けばいいの」、「どんな情報があるの」という方のために、県では平成17年10月から「しずおか女性チャレンジ・サイト」を公開しています。

このサイトは、六つのテーマごとに、さまざまな支援情報を得ることが出来ます。

働く…就職・再就職、自宅での仕事、職場・労働環境の改善について

キャリアアップ…資格取得、実力アップ、生涯学習について

起業…起業、起業の支援情報、融資の相談について

国際・地域社会…NPO活動、ボランティア活動、地域で子ども

ををはぐくむ活動、国際交流活動について

農林水産…農林水産分野での就業、経営の高度化、女性の経営参画促進、農林水産分野での起業について

子育て・介護…子育て情報、介護情報、子育て・介護の相談について

社会で活躍している女性の事例も紹介しています。

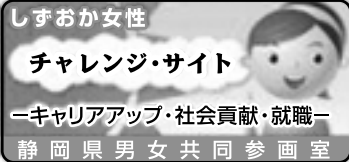
ぜひ、「ご利用ください」（県ホームページで「チャレンジサイト」と検索し、男女共同参画室から簡単にご覧になれます。）

(<http://azareta.pref.shizuoka.jp/challeng/index.html>)

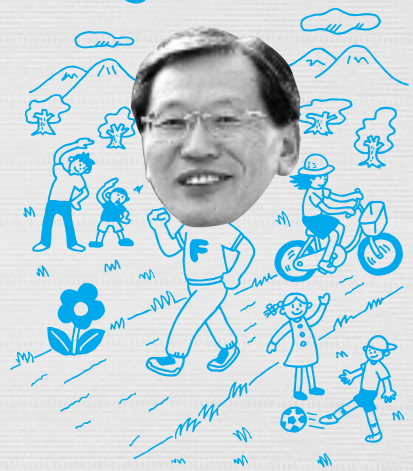
男女共同参画とは

「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担にとらわれず、家庭で、地域で、学校で、職場で、それぞれの個性と能力を發揮できることです。

☎ しあわせ推進課人権啓発室
☎ 44-3116



原田市長の さんぽみち 散歩道



三つの目標

昨年の秋に行った国勢調査の結果によると、袋井市の人口は、5年前に比べて、5・4%増えています。0・7%増の全国平均や県平均よりはるかに高く、県内では、長泉町に次いで2番目の増加率でした。

日本の人口は、5年前との比較では増加しているものの、昨年からは少期に入りました。このまま減っていくと、100年後には、4,000万人になってしまうと推計されています。

人口が減る理由は、少子化です。合計特殊出生率（1人の女性が生涯で産む子どもの数）が、昨年は1・29とどんどん低くなっています。最近、近所で遊ぶ子どもの数もめっきり少なくなつたような気がします。

男3人、女1人の4人兄弟で育つた子どものころ、取っ組み合いのけんかをしたり、兄のお古の服を着せられたりと、兄弟が多いとつまらないと思つたこともありましたが、家の中はいつもにぎやかでした。

人口が減ると、企業誘致も労働力不足で難しくなり、新しい産業の芽生えも少なくなつて、産業活動が活発でなくなりません。さらに、まちのにぎわいもなくなり、地域の活動も減少し、地域の活力が低下します。

全国では、すでに32の道県で人口が減っています。幸いなことに、袋井市では若い人の移入があり、今後10年くらいは人口増が見込まれていますが、それ以降は全国同様減少してゆくでしょう。

このためにも、子どもを産みやすく、育てやすいまちにすることが大切です。そのシンボルとして、県下でも有数の内容と規模の「袋井市中央子育て支援センター」が、4月1日からJR袋井駅前に開館します。親子が一緒に楽しみながら使う施設です。

皆さんに応援してもらつて、袋井を幸せな子どもでいっぱいのもちたいと思っています。



べざいてんがわ
コハクチョウやオオハクチョウが弁財天川に飛来

「梅山の弁財天川に34羽と7羽のハクチョウの群れが飛来しました。こんなにたくさんハクチョウがいるのは、梅山の皆さんも初めてだそうです。1月11日撮影」
村松孝司さん 堀越一丁目

みんなの ひろば



お待ちしております！

地域やサークルの行事、お気に入りの写真や子どもの写真などを郵送してください。

写真には、タイトル、住所、氏名(ふりがな)年齢(生年月日)電話番号、自治会名を書き添えてください。

送り先 〒437-8666 袋井市役所
秘書広報課広報広聴係



絵手紙ありがとう

「毎年、天橋公園(市役所南側)でシイの実を拾って、幼稚園児にあげています。若葉幼稚園のみんなから、シイの実の絵がたくさん描いてある絵手紙をもらいました。ありがとうございます！」
松浦志をさん(後列左から3人目) 新町



わがやの姫と王子

左から渡辺唯瑠ちゃん(3歳)、向ちゃん(6か月) 旭町

シティフラッシュ

..... City Flash

行政改革を進めていきます！



「市行政改革推進委員会」では、平成17年8月から「行政の担う役割」などについて幅広い視点から審議し、平成17年12月に行政改革大綱の土台となる「中間答申書」を原田市長に手渡しました。

内容は次のとおりです。
公立施設の民営化、指定管理者制度の活用 行政への市民情報公開やパブリックコメント E-T関連の外部機関による検証 補助金の見直し 議員定数の削減です。
市では、これを受け、9月までに具体的な実施計画を策定し行政改革を進めます。中間答申書は、公民館や市ホームページ(<http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/>)をご覧ください。

「月見の里学遊館」利用者100万人達成



1月16日、利用者が100万人(山梨公民館、水玉プールや袋井図書館分室も含む)を突破。平成13年4月の開館以来、コンサートやワークショップなどを行っています。

この日、図書館を利用するために訪れた100万人目の長嶋洋子さん(川井西第一)には戸塚雅之教育長から花束や記念品が贈られました。

平成18年度 健康診査のお知らせ

単独検診（各種検診を個別に受診する検診）

検診項目	実施時期	実施会場	対象年齢（ 1 ）	検査内容	費用
基本健康診査	6～10月	契約医療機関	40歳～	血圧・血液・尿検査、診察、心電図など	2,700円
				肝炎検査（ 3 ）	無料
若い世代の健診	9・10月		18～39歳	血圧・血液・尿検査、診察など	2,000円
胃がん検診	5月	総合検診（浅羽地域）	40歳～	レントゲン検査 （バリウム間接撮影）	1,200円
	10・11月	検診車 総合検診（袋井地域）			
	6～9月	袋井地区を巡回			
大腸がん検診	5月	総合検診（浅羽地域）	40歳～	便潜血反応検査	400円
	10・11月	検診車 総合検診（袋井地域）			
	6～9月	袋井地域を巡回			
胸部検診（肺がん 検診、結核検診（ 2 ））	5月	検診車 浅羽地域を巡回	40歳～	レントゲン検査 （ <small>かくたん</small> 喀痰検査は希望する方）	無料（喀痰検査は700円）
	6～9月	袋井地域を巡回			
前立腺がん検診	6～10月	契約医療機関	男性のみ 40歳～	血液検査	1,000円
婦人科検診 （子宮がん検診、 乳がん検診）	5月	総合検診（浅羽地域）	女性のみ 30歳～ （子宮がん検診は 20歳～）	子宮がん検査（細胞診）	1,200円
	10・11月	検診車 総合検診（袋井地域）			
	8～9月 6月～平成19年2月	袋井地域を巡回 市民病院		乳がん検診（乳房視触診と 乳房レントゲン撮影または 乳房エコー）	1,200円
歯周病疾患検診	10・11月	浅羽保健センター 袋井保健センター	40歳～	歯周疾患の検査、歯科指導など	500円

骨密度健診も実施します。詳しくは、後日本紙でお知らせします。

総合検診

検診項目	対象年齢（ 1 ）	検査内容	自己負担金
総合検診	40歳～	血圧・血液・尿検査、診察、心電図、眼底検査、肝炎検査（ 3 ）、胸部検診（肺がん検診と結核検診）、喀痰検査（希望する方）、胃がん検診、大腸がん検診、前立腺がん検診、婦人科検診（子宮がん検診と乳がん検診）、骨密度健診（市の指定する年齢の方で希望する方。詳しくはお問い合わせください）	男性5,300円 女性6,700円 （喀痰検査700円） （骨密度健診1,300円）
	30～39歳	血圧・血液・尿検査、診察、婦人科検診（子宮がん検診、乳がん検診）	男性2,000円 女性4,400円

基本健康診査（若い世代の健診）、胃がん検診、大腸がん検診、胸部検診、前立腺がん検診、婦人科検診、骨密度健診が一緒に受診できます。

実施時期 5月 10・11月

実施会場 浅羽保健センター、浅羽地域各公民館 袋井保健センター（袋井保健センターは先着600人）

（ 1 ）平成18年12月31日現在。

（ 2 ）結核検診は、65歳以上の方は必ず受診してください。

（ 3 ）40・45・50・55・60・65・70歳の方と未受診の方が対象です。

実施時期や自己負担金は、変更する場合があります。受診票で再度ご確認ください。

申込方法 電話で検診項目、住所、氏名、生年月日をお申し込みください。すでに申し込まれている方は、申し込みは不要です。後日、受診票と説明書を郵送します。

申込締切 2月24日(金)

☎健康づくり推進課健康推進係 ☎42-7275

情報ボックス

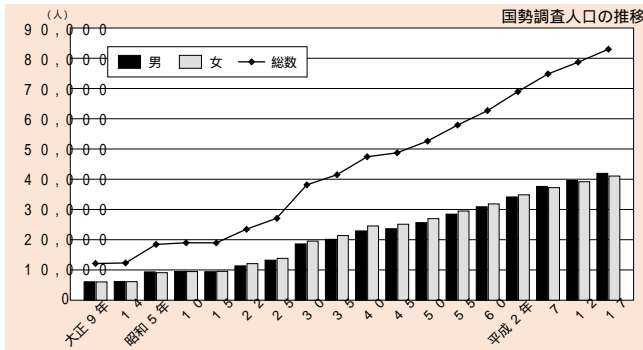
☎は問い合わせ先 ☑は申し込み先 ✉はEメール

平成17年国勢調査結果(速報値)をお知らせします

平成17年10月1日現在で実施された国勢調査については、ご協力ありがとうございました。調査結果の概要がまとまりましたので、お知らせします。数値は、県速報値によるものですので、総務省統計局が公表する結果とは異なる場合があります。
☎企画課企画係 ☎44-3105

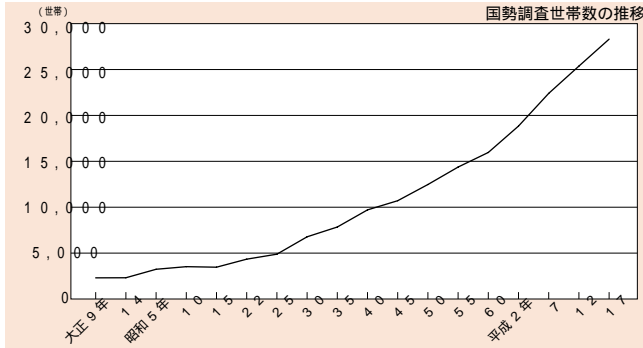
人口は、82,983人～5年間で4,251人増～

市内の人口は、82,983人で、前回調査(平成12年)と比べると、4,251人増えています。人口増加率は、5.4%で、県平均増加率の0.7%を大きく上回り、県下44市町の中では2番目。22市の中では最も高い伸び率です。



世帯数は、28,309世帯～5年間で2,924世帯増～

世帯数は、28,309世帯で、前回調査と比べると2,924世帯増えています。世帯増加率は、11.5%で、県平均世帯増加率の5.6%を上回り、県下44市町の中で最も高い伸び率です。



1世帯当たりの世帯人員は、2.93人で、前回の3.1人より0.17人の減少で、初めて3.0人を下回り世帯の少人数化が加速していることが分かります。

教育資金利子補給制度をご利用ください

本人や家族が高校、大学、専門学校、職業訓練校などに入学するための教育資金を労働金庫袋井支店から借りる方に利子の一部を補給します。

対象 市内在住の勤労者

融資限度額 200万円

返済期間 10年以内

利子補給率 年1.15% (平成17年度)

☎商工課商工労政係 ☎44-3136

☎労働金庫袋井支店 ☎43-4649

献血にご協力ください

日 2月24日(金)

時 午前9時30分～正午、午後1時～4時

所 市役所駐車場献血バス

対象 16～69歳の健康な方

献血の種類 全血献血200ml・400ml

献血時に本人確認を行います。お手数ですが、運転免許証や保険証など

をお持ちください。

☎しあわせ推進課生活福祉係

☎44-3119

市役所の臨時職員の登録を受け付けます

職種 一般事務員、保育士、幼稚園教員、保健師、調理師

賃金 日給・時給制

申込方法 写真をはった市販の履歴書に希望職種、勤務可能期間・時間を書き添え、持参または、郵送してください。

一般事務員以外の職種に登録する場合は、資格や免許をお持ちの方が対象です。資格証などの写しを添えて提出してください。

随時受け付け、提出日から1年間登録します。仕事を依頼する方には、後日連絡します。

☎☎総務課人事研修係 ☎44-3101

〒437-8666 袋井市役所

節水にご協力ください

少雨による影響から佐久間ダムの貯水量が減少しています。ご不便をお掛けしますが、節水にご協力ください。

☎水道課経営係 ☎23-9214

～お詫びと訂正～

本紙1月15日号10ページに「夜間救急で小児科医師診察が必要な場合は近隣病院へ」と掲載しましたが、正しくは夜間だけでなく、土・日曜日の昼間を含め、毎週金曜日午後5時から翌月曜日午前8時15分までです。お詫びして訂正します。

☎市民病院医事課 ☎43-2511

休日当番医の変更

2月26日(日)午前9時～午後6時の当番医が変わりました。

変更前 三木小児科医院

(☎43-3797)

変更後 笠原産婦人科医院

(☎42-3616)

☎磐周医師会 ☎49-4545

講座

lecture



家族介護者教室 「施設見学会」

日 2月18日(土)
 時 午後1時～3時30分
 集合場所 市役所1階市民ホール
 内容 有料老人ホーム「アミーユ浜松」
 (浜松市篠ヶ瀬町412)の施設見学
 対象 高齢者を介護している方や介護
 に関心のある方
 定員 20人(先着順)
 受講料 無料
 申込方法 電話または、ファクスで住
 所、氏名、電話番号をお申し込みく
 ださい。
 申込締切 2月16日(木)
 教室の開催中、介護が必要な高齢者
 をお世話します。希望する方は、事
 前にお申し込みください。
 ☎️ 浅羽在宅介護支援センター
 ☎️ 23-0304 FAX23-0305

相談

consultation



無料クレジット・サラ金 110番相談会

日時 2月26日(日) 午前10時～午後5時
 場所 ザザシティ浜松中央館5階「パ
 レット」(浜松市鍛冶町100-1)
 内容 クレジットやサラ金でお困りの
 方を対象に電話相談(☎️054-289-
 3705) 面接相談を行います。
 申し込みは不要です。直接会場へお
 越しください。
 ☎️ 県司法書士会 ☎️ 054-289-3700

無料司法書士法律相談会

日 2月18日(土)
 時 午後1時～3時
 所 総合センター3階会議室
 内容 不動産の相続や売買、供託、訴
 訟書類の作成など
 申し込みは不要です。直接会場へお
 越しください。
 ☎️ 県司法書士会掛川支部
 ☎️ 0537-72-5008

募集

recruitment



中央子育て支援センター のサポーターを募集

4月1日(土)にJR袋井駅前に開館す
 る「袋井市子育て支援センター」の
 運営を応援していただけるサポーター
 を募集します。
 対象 どなたでも(個人、団体は問い
 ません)
 募集内容 本の読み聞かせ 工作や

母子家庭自立支援給付金事業について

母子家庭のお母さんの就業をより効果的に促進するための支援を行っています。

事業名	支給対象者	内容	支給額
自立支援教育訓練給付金事業	次の～すべてに当てはまる方 児童扶養手当支給水準の所得の方 事前相談が必要が認められた方 雇用保険制度の給付対象外の方	市が指定する職業能力開発の ための講座を受講した場合、講 座終了後に受講料の一部を支給	対象講座の受講 料の4割相当額 上限200,000円 下限 8,000円
高等技能訓練促進費事業	次の に当てはまる方 児童扶養手当支給水準の所得の方 事前相談が必要が認められた方	介護福祉士などの資格を取得す るために2年以上修業する場合、 生活費の一部を支給	修業期間の最後 の1/3の期間 月額103,000円 上限12か月
常用雇用転換奨励金事業	雇用保険の適用事業主	母子家庭の母を短期雇用し、 研修訓練を実施後、常用雇用 に転換し、6か月間雇用継続し た事業主に奨励金を支給	雇用した母1人 当たり 300,000円

市役所1階しあわせ推進課子ども係または、支所1階福祉課しあわせ推進係まで事
前にご相談ください。

☎️ 市役所1階しあわせ推進課子ども係 ☎️ 44-3120 福祉課しあわせ推進係 ☎️ 23-9213

ゲームなど遊びの指導 子どもの見
守り おもちゃや本の修理、消毒
 申込方法 電話または、ファクス、Eメ
 ールで住所、氏名、電話番号、希望
 する募集内容をお申し込みください。
 申込締切 2月28日(火)
 募集内容以外でもサポーターとして
 応援できそうな方はぜひお知らせく
 ださい。
 3月下旬に説明会を行います。
 ☎️ 市役所1階しあわせ推進課子ども係
 ☎️ 44-3120 FAX43-6285
 ☎️ 437-8666 袋井市役所
 ✉️ shiawase@city.fukuroi.shizuoka.jp

お知らせ

news



叙勲の伝達が行われました

市議会議員として多年にわたり地方
 自治の進展に尽力された故永井富平
 様に「旭日単光章」が贈られ、ご遺
 族に伝達されました。
 ☎️ 秘書広報課秘書係 ☎️ 44-3103



三徳稻荷祭

日 2月26日(日)
 時 午前10時～午後3時
 所 袋井駅前西通り、静岡銀行袋井支店南側通り
 内容 野菜市やフリーマーケットなど
 ☎袋井駅前商店街協同組合
 ☎43-4745

天浜路ヘルシーウォーク

日 2月19日(日) 雨天中止
 受付時間 午前8時30分～11時30分
 集合場所 天浜線西気賀駅前
 コース 西気賀駅～マンサク群生地～ダイダラボッチの足跡～呉石田園公園～長楽寺～犬くぐり道～姫街道資料館・細江神社～清水橋～光月神社～龍潭寺～井伊谷宮～実相寺～金指関所跡～金指駅 全行程10.8km
 参加料 無料
 車での参加はご遠慮ください。
 昼食、水筒などをご持参ください。
 ☎天竜浜名湖鉄道株式会社「天浜線ウォーククラブ係」☎0539-25-2276

編集後記

昨年、広報あさばの元気な人で取材した神奈川大学駅伝部主将の村井勇二さん(諸井出身)。「来年も箱根駅伝を走りたい」という力強い言葉とおり昨年に引き続き、今年も箱根駅伝で9区を力走しました。先日行われた「あさば駅伝」にも参加し、見事な走りを披露。アスリートのスピードやパワーに圧倒された方もたくさんいたことでしょう。私も「あさば駅伝」に参加。「カメラを持って走ればいい写真が撮れるよ」とたくさんの方から声を掛けていただきました(笑)。 「渡」

障害者合同就職面接会

障害がある方を対象に就職面接会を行います。
 日 2月21日(火)
 時 午後2時～4時(受付午後1時30分～)
 所 磐田グランドホテル2階平安の間(磐田市岩井2280)
 内容 企業と求職者の個別面接
 参加企業 袋井・磐田・掛川市内の約30社
 持ち物 写真をはった履歴書
 申し込みは不要です。直接会場へお越しください。
 ☎磐田公共職業安定所 ☎32-6181

小笠山の自然観察会

～アカガエルの卵を探しに行こう～

日 2月19日(日)
 時 午前10時～正午
 集合場所 エコパ西第4駐車場
 対象 子どもから大人まで
 定員 20人(先着順)
 参加料 100円(資料代)
 申込方法 事前に電話または、ファクスで参加する方の氏名、電話番号をお申し込みください。
 持ち物 筆記用具
 暖かい服装でお越しください。
 ☎④県自然観察指導員会西部支部
 「小笠山の自然観察会」小松さん
 ☎43-3839 FAX020-4624-1058

「袋養市」を行います

袋井養護学校高等部の生徒が作った製品のバザー「袋養市」を行います。
 日 2月28日(火)
 時 午前10時30分～11時30分
 所 袋井養護学校(高尾2753-1)
 内容 生徒の作った陶芸、革工芸、木工、織物などの販売
 ☎袋井養護学校 ☎43-6611
<http://www.shizuoka-c.ed.jp/fukuroi-sh/>

市社会福祉大会を行います

日時 2月18日(土) 午後1時～4時
 場所 中央公民館
 内容 第1部(午後1時～2時20分) 表彰・感謝状贈呈 第2部(午後2時30分～4時) 講演「上手な医者のかかり方」中原英臣さん(山野美容芸術短期大学教授)
 入場無料。直接会場にお越しください。
 ☎市社会福祉協議会 ☎42-7914

認知症予防セミナー

日 2月26日(日)
 時 午後1時30分～3時30分
 所 浅羽会館2階5号会議室
 講演 「認知症高齢者と上手に関わるために」尾之内直美さん((社)呆け老人をかかえる家族の会理事)
 定員 80人(先着順)
 参加料 無料
 申込方法 2月24日(金)までに、電話または、ファクスで住所、氏名、電話番号をお申し込みください。
 ☎④いきいき長寿課長寿福祉係
 ☎44-3121 FAX43-6285

太田川ウォーク

日 2月19日(日) 雨天中止
 集合時間 午前7時50分
 集合場所 天浜線遠州森駅前
 コース 遠州森駅～(バスで移動)～太田川源流～太田川ダム建設現場～友田家～アクティ森～遠州森駅 全行程23km
 定員 150人(先着順)
 参加料 1,000円(交通費、保険料)
 申込方法 電話で住所、氏名、電話番号をお申し込みください。
 車でお越しの方は、遠州森駅駐車場をご利用ください。
 昼食、水筒などをご持参ください。
 ☎④秋葉バスサービス ☎85-2141



表紙のこぼれ

1月16日、袋井南保育所では、琴や尺八の音色を楽しむ演奏会が開かれました。興味深そうに演奏に聴き入っていた園児たちも“さくら”や“お正月”、“おもちゃのマーチ”などのなじみの歌が始まると、曲に合わせて元気よく歌い始めました。演奏会の終わりには、琴や尺八の演奏にチャレンジ。「音がうまくでない～」と四苦八苦ししていました。

市民の動き

人口 / 84,241人 (前月比 - 84人)
(外国人登録者3,551人含む)

男性 / 42,364人 (前月比 - 36人)

女性 / 41,877人 (前月比 - 48人)

世帯数 / 28,656世帯 (前月比 - 34世帯)

平成18年1月1日現在

おでかけスポット

袋井B&G海洋センター

温水プールで楽しく健康づくりをしよう!

袋井B&G海洋センターは、全国480か所のB&Gプールの中でも利用率が高く、平成17年10月には通算入場者数150万人を突破。B&G財団からAランクの評価を受けています。

<一般利用>

25mプール 深さ1.1m、6コースのプールです。泳ぐコース、ウォーキングコース、教室用コースに分かれています。

幼児用プール 深さ0.5m。滑り台もあり楽しみながら水に慣れることができます。
水中ウォークアダプス 毎週火曜日...午前9時30分~10時 毎週木曜日...午後6時50分~7時20分。受講料は無料。水中ウォークコースにお越しください。

<水泳教室>

年齢や泳ぎのレベル、目的に合わせたコースを用意しています。平成18年度の申し込みは、本紙4月1日号折り込みチラシでお知らせします。

<マタニティスイミング>

妊娠時の運動不足を解消できます。
日 毎週火・金曜日
時 午前11時30分~午後0時30分
対象 妊娠4か月以降で医師からスイミング教室への参加が認められている方
受講料 1,000円
申込方法 事前にマタニティスイミングを見学して、袋井B&G海洋センターにある申込書に必要事項を記入してお申し込みください。



幼児用プールは深さ0.5mです



広報 **ふくろい** 袋井市の市章

2005(平成18)年2月1日発行 第21号

編集・発行 / 袋井市役所総務部秘書広報課広報広聴係 437-8666
静岡県袋井市新屋一丁目1番地の1
TEL 0538-43-2111(代表)
【ホームページ】
<http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/>
【携帯サイト】
<http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/i/>
【Eメール】
hisyo@city.fukuroi.shizuoka.jp

利用料金 大人(高校生以上) 300円/回(10~5月)
小人(中学生以下) 150円/回(10~5月)

開館時間 火~土曜日...午前9時~正午、午後1時~5時、午後6時~9時 日曜日、祝日...午前9時~正午、午後1時~4時30分

休館日 毎週月曜日(祝日の場合は翌日)

☎袋井B&G海洋センター ☎43-1523 袋井市上田町267-32

ファクス 0538-44-3150 ファクスの場合はこのページのみお送りください。

アンケートにご協力ください。ホームページ(<http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/>)からもお答えいただけます。

今回のアンケートは、皆さんから寄せられたご意見などをこれからの広報紙づくりなどに生かすためのものです。当てはまる項目に 印をつけてください。

Q 1 あなたの性別は。 Q 2 あなたの年齢は。
男性 女性 10代 20代 30代 40代 50代 60代 70代以上

Q 3 袋井市に住んで何年になりますか。
2年未満 2～9年 10～19年 20～29年 30年以上

Q 4 よく読む記事に 印を付けてください(いくつでも可)。
特集(1日・15日号) まちかどトピックス(1日・15日号) 市長の散歩道(1日号)
病院だより(1日号) 国保ガイド(1日号) 防災・防犯・安全ひとくちメモ(1日号)
レッツ・エンジョイエコライフ(1日号) 男女共同参画かがやく男女になるために(1日号)
シティフラッシュ(1日号) みんなの広場(1日号) 保健センターからのお知らせ(15日号)
健康ガイド(15日号) 情報ボックス・情報ワイド(1日・15日号) 健康伝言板(15日号)
クッキングタイム(15日号) 市民カレンダー(15日号) おでかけスポット(1日・15日号)

Q 5 充実してほしい記事に 印を付けてください(いくつでも可)。
新しい制度の紹介 市の計画・実施している事業の動き 予算の内容と使い方
市の施設紹介・施設からのお知らせ 市の統計資料 市の行事や催し物のお知らせ
まちの話題や出来事 市民が登場する記事 子ども向けの記事
郷土の歴史や文化の情報 健康に関する情報 防災に関する情報
生活に関する情報 市民からの質問と回答
その他()

Q 6 広報ふくろいの本文の文字の大きさはどうですか。
もっと大きい文字にしてほしい ちょうどよい もっと小さい文字でもよい

Q 7 広報ふくろい(毎月1日と15日に発行)は発行から何日ぐらいでお手元に届きますか。
3日以内 7日以内 10日以内 14日以内 15日以上(日)

Q 8 広報ふくろいは月2回(1日号・15日号)発行していますが、発行回数はどうですか。
月2回でよい 月1回でよい

Q 9 広報紙に有料広告を掲載している自治体がありますが、広報ふくろいへの掲載はどうですか。
掲載した方がよい 掲載しない方がよい

Q 10 パソコンから市のホームページを見たことがありますか。
ある ない 知らなかった

Q 11 携帯電話から市のホームページを見たことがありますか。
ある ない 知らなかった

Q 12 「テレホンガイドハローふくろい」では、電話やファクスを使って市役所の仕事に関する情報を案内しています。利用したことがありますか。
ある ない 知らなかった

Q 13 広報ふくろい、ホームページ、テレホンガイドなど広報活動へのご意見、ご感想などを自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。

郵送の場合は太線に沿って切り取ってください。

このアンケートは
郵送でも、ファクスでも
送付いただけます。

郵送の場合

このアンケート用紙の太線をはさみで切り取り、点線を折って同じ数字部分を合わせてのり付けし、投かんしてください。

ファクスの場合

裏面のアンケート用紙のみ、下記へファクスしてください。

ファクス

0538-44-3150

このアンケートは本紙編集などの参考に使っていただくものです。お気軽にご意見ご要望をお聞かせください。

4 3 7 - 8 7 9 0

袋井市役所秘書広報課
広報広聴係「広報ふくろい」行

袋井市新屋一丁目1番地の1

やま折り

やま折り

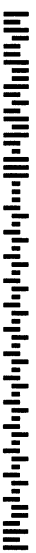
料金受取人私

袋井局承認

84

差出人有効期間
平成18年3月
31日まで
(切手不要)

「広報ふくろい」行



1

1

2

2

3

3